

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者・事業の概要

事業の種類	事業所内保育事業				事業者名称	平田建築設計株式会社
事業所の名称	ハンニシゆとり保育園				事業者所在地	西宮市戸田町5番16号
事業所の所在地	西宮市馬場町2番26号 レンバーンハイツ101				代表者職氏名	代表取締役 平田裕之
電話番号	電話 0798-33-2006				電話番号	0798-36-4510
管理者氏名	福田 緑				※年度によって子どもの人数は変わります。	
利用定員	0歳児 3名	1歳児 4名	2歳児 5名	計 12名		

第2 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 少人数で暖かく愛情に満ちた家庭的な環境を重視し、子どもたち一人ひとりがゆったりとして生活を送り、精神面、環境面共に充実した意識の中から、想像力豊かな心を育みます。
- (2) 子ども一人ひとりの個性を大切に、寄り添い、一人ひとりに合った成長の機会を提供することで、長所を伸ばし、自分でできる力を育てていきます。
- (3) 初めての社会との接点である乳児期に、挨拶、返事、後片付け、姿勢、食事、マナーの態度教育に取り組むことで、自立することが出来る心の強い子どもを育てていきます。
- (4) 混合保育の一環として、異年齢間の交流や高齢者と交流する中で「優しい思いやりのある心」や「人を大切にする心」という道徳心を育みます。

第3 施設・設備等の概要

- (1) 施設 **構造** 鉄筋構造地上4階建て **延べ床面積** 62.10㎡

(2) 主な設備

設備	居室数
乳児室	1室
ほふく室	1室
保育室	1室
遊戯室	1室
調理室	1室
外庭	あり

屋外遊戯場（園庭）代替場所
<ul style="list-style-type: none"> ・六湛寺公園 ・産所公園 ・交通公園 ・プレイパーク ・神社 ・六湛寺南公園 ・産所児童公園 ・東三公園 ・市庭公園 ・花壇
等

第4 連携施設・職員の配置状況

連携施設の名称	西宮市立朝日愛児館保育所
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育他

職種	員数	常勤	非常勤
施設長	1		1
保育士	5	4	1
栄養士	1	1	
調理師	1	1	

第5 職員の勤務体制

職種	勤務体制	備考
施設長	8:30 ~ 17:30	
保育士	早番 7:30 ~ 16:30 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 9:30 ~ 18:30	・ローテーションでシフト勤務 ※職務の都合上、異なる勤務時間帯となることがあります。
栄養士・調理員	8:30 ~ 17:15	

第6 保育を提供する日、時間

開所曜日	月・火・水・木・金・土 (祝日を除く)
開所時間	平日・土曜日 7:30 ~ 18:30
	延長時間 7:00~7:30、18:30~19:00
保育短時間認定に係る保育時間	8:30 ~ 16:30 (うち、保育が必要な時間)
保育標準時間認定に係る保育時間	7:30 ~ 18:30 (うち、保育が必要な時間)

※12月29日から1月3日は休園日となります。

第7 保育所利用に関するお願い

児童福祉法に基づき、保護者が働いている、病気にかかっているなどの理由で、家庭保育することが出来ない場合に、保護者に代わって保育するための児童福祉施設です。

保育園の利用は、原則、認定された事由(就労、就学、妊娠、出産など)での利用になります。

適正な利用にご協力お願い致します。

- ・ 保育時間は各家庭によって異なりますので、時間を確認し厳守をお願いします。
- ・ 送迎が予定より遅くなる場合は、速やかに保育園にご連絡下さい。
- ・ 仕事がお休みの日は原則として家庭での保育をお願いします。
- ・ 行事予定や子どもの生活リズムなどを考慮の上、登降園時間をご相談させて頂くことがあります。
- ・ 保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、保育園の利用について保育園までご相談下さい。その際の保育時間は午前8時30分から午後4時30分まで(土曜日は午前8時30分から正午まで)の中で必要な範囲となります。

西宮市では保護者の皆様と保育園が支え合い、子どもの成長を共に喜び合える関係を目指しています。各家庭により、様々な事情があることは承知しておりますが、ご協力お願い致します。

第8 台風接近などに伴う対応について

- ・通常の**気象警報**が発令された場合（大雨・洪水・暴風・波浪など）
通常通り保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、お仕事がお休みである、家庭で対応できるなどの場合は、**家庭での保育**をお願いします。**保育時間中に警報が発令された場合は**、近隣の状況を確認し安全に気を付けて、できるだけ早くのお迎えをお願い致します。
- ・状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制をとっておいてください。
- ・午前6時30分現在、**特別警報**が発令されている場合は**休園**とします。
特別警報が解除された場合でも、**当日は休園**とします。
土砂・洪水・高潮などで警戒レベル3以上が発令された場合も休園とします。
7時以降に発令された場合は、避難を開始する必要がある為、速やかにお迎えに来てください。
【補足】避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。
必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願い致します。



西宮市防災ポータル HP

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

- ・保育理念 本物と触れ合う機会を持つことによって、感性豊かな子どもに育みます。
- ・保育の目標 ○好奇心旺盛な子ども
○豊かな感受性と表現力を持った子ども
○あいさつができて思いやりのある子ども

一日の流れ

時間	活 動		
	0歳児	1歳児	2歳児
7:00~7:30	延長保育～開園 順次登園 遊び	延長保育～開園 順次登園 遊び	延長保育～開園 順次登園 遊び
9:30	牛乳またはミルク 必要に合わせて睡眠 遊び	牛乳 遊び	牛乳 遊び
11:00	昼食 お昼寝	昼食 お昼寝	昼食 お昼寝
15:00	おやつ 遊び 順次降園	おやつ 遊び 順次降園	おやつ 遊び 順次降園
18:30~19:00	延長保育～閉園	延長保育～閉園	延長保育～閉園

準備物

- ・午睡用のタオルケット1枚(週初め) ・上の服3～5枚 ・下の服3～5枚 ・シャツ3枚
- ・オムツ3～5枚 ・フェイスタオル2枚 ・汚れものをいれる袋(束) ・靴下1足 (・外靴)

※・服や靴は汚れてもよいもの <泥や絵の具、クレヨン、ペンなどで汚れます>

- ・吸水性があり、安全で動きやすい服
- ・上下が分かれている物

×控えて頂きたい服⇒フード付き、袖のない服、ボタンやフックや紐の服、スカーフ、飾り付き

2024年 年間行事計画

行 事			
4月	<u>・入園式(簡易)</u> <u>・慣らし保育</u>	10月	<u>・ハロウィン</u>
5月		11月	<u>・園外保育</u> <u>・内科健診</u>
6月	<u>・歯科検診</u>	12月	<u>・クリスマス会</u>
7月	<u>・水遊び</u> <u>・七夕</u> <u>・内科健診</u>	1月	<u>・七草粥(食育)</u>
8月	<u>・夏祭り</u>	2月	<u>・節分の会</u>
9月		3月	<u>・ひな祭りの会</u> <u>・お別れ遠足</u> <u>・卒園式</u>

※身体測定・避難訓練は随時実施

※園児誕生月にお誕生日会実施

※日程は都合上変更になることがあります。その際は園だよりなどでお知らせ致します。

給食の提供 ※西宮市が策定する「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切に対応します。

完全給食です。国産の食材にこだわり、「安全」で「旬」の食材を使い、食育にも力を入れながら、「おうちごはん」のような手作り給食を通して、子どもたちが食べる事の楽しさ、感謝の心、食事のマナーを身につけられるようにします。

- ・粉ミルクを使用する場合、園にて購入し使用いたします。(メーカーはご相談の上決定)
- ・「離乳食材表」をもとに未食以外の食材を使い提供させていただきます。(※入所時別紙提出(離乳食食材表))
- ・本園では、なかよし給食を実施しています(卵メニューを省く給食提供)
- ・アレルギーがある場合、除去食(必要であれば代替食)を用意させていただきます。
卵メニューの提供はありませんが、アレルギーがある場合は卵アレルギーも含め、
医師による「生活管理指導表」の提出が必要です(1年に1度)

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額を毎月15日までに下記口座にお支払いいただきます。
誠に申し訳ありませんが、振込手数料につきましては、各自負担をお願い致します。

(0歳児～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童に係る保育料については無償です。)

銀行：三井住友銀行(0009) 支店：西宮支店(370) 預金種別：普通 口座番号：8747850
名義：ハンニシゆとり保育園 代表 平田 裕之

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

※保育時間等に変更があり場合届け出が必要です。変更付きの全月20日までに提出下さい。直接入所課に提出される場合は25日までに提出ください。翌月の1日から変更になります。月の途中での変更はできません。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

項目	金額
保育標準時間認定に係る時間外保育料	月額 3,000円
保育短時間認定に係る月途中保育標準時間に変更にかかる保育料	月額 3,000円
やむを得ない理由により保育が必要な場合(スポット延長保育)	30分毎 300円

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

※入園時集金袋提出

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
帽子代	入園時に購入 散歩時に着用します	1,100円
連絡帳代	園での生活を記入します	1冊毎 200円
日本スポーツ振興センター 共済掛金	不慮の事故に備えて加入します	年毎 240円

第 1 1 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 嘱託医

※入園時別紙提出(健康診断表)

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	たにざわこどもクリニック
医師名	谷澤 隆邦
所在地	西宮市和上町1番15号
電話番号	0798-22-8341

医療機関の名称	山口歯科診療所
医師名	山口 真一郎
所在地	西宮市田中町3番1号 エイヴィスプラザ203号
電話番号	0798-34-3600

第 1 3 緊急時等の対応方法

※毎年度別紙提出(緊急連絡表)

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願います。

※緊急時に必ず連絡が取れるように、携帯電話以外の連絡先の記入もお願い致します。

テレワーク勤務・出張・出先での勤務などの時は、連絡帳に記入いただくか送迎時にお伝えください。

第 1 4 個人情報保護

保育所で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

第 1 5 他園との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

第16 健康について

- ① 登所時の健康観察について
 - ・登所時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
 - ・保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。
- ② 以下の場合が登園をお控え頂く目安になります。

- ・ 37.5 度以上ある
- ・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便や嘔吐をしている
- ・ 感染症の疑いがある場合

登園後に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。
上記以外でも、水分や食事をとらない、咳がひどく睡眠がとれない、普段の様子と違い元気がなく体調が悪そうである等、集団生活が出来ないと判断した場合もご連絡させて頂くことがあります。

- ③ 保育中にケガをした時は、医療機関受診等、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります
- ④ くすりは原則として保育園では使用できないことを伝え、家で対応できる処方をご相談下さい。やむを得ない場合は園で対応いたします。その際、記入して頂いた「与薬依頼書」と薬をお預かりします。薬は1回分にわけ名前を記入し、必ず手渡ししていただきます。

※手渡しでない場合、使用することが出来ませんのでご注意ください。
※与薬依頼書の用紙は園にあります。

- ⑤ ホクナリンテープ等は剥がれ落ち誤飲のする可能性がある為、できるだけ控えて頂き、貼付が必要な場合はお帳面または登園時に伝えてください。
- ⑥ 感染症の病気にかかった時は、こども家庭庁による「保育所における感染症ガイドライン」の登所のめやすを参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登園する際には【登所可能証明書・登所届】を提出して下さい。用紙は西宮市ホームページからダウンロード可能です。保育園にもあります。
※「保育所における感染症ガイドライン」・登所可能証明書・登所届は本書の最終ページにあります。
- ⑦ こども家庭庁による「保育所における感染症ガイドライン」に基づき、便や嘔吐で汚れた衣服やシーツなどは二次感染を予防するため、そのままビニール袋に入れて持ち帰って消毒後に洗濯をして頂くか、処分していただくようになっています。その際、他の子どもの衣服が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願い致します。
- ⑧ 睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気の他、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児が SIDS で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。
SIDS の予防方法は確立していませんが、次の3つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

・あおむけに寝かせる ・できるだけ母乳で育てる ・たばこをやめる

また、保育所では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子供の顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

第17 安全対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避難場所

火災 →平田建築事務所 住所・TEL↓ 4階 地震・津波 →平田建築事務所7階
西宮市戸田町5-16 0798-36-4510

産所・産所児童公園→エビスタ 西宮神社 →同上または境内前
六湛寺公園（南も）→勤労会館 ↓ プレイパーク→浜脇小学校 ↓
西宮市松原町2-37 0798-34-1662 西宮市浜脇町5-48 0798-33-0668

安全計画について

保育所では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育所での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

第18 防犯、事故防止のための措置

保護者の皆様が保育園に安心して子どもを預け、子どもたちが安全に保育園生活を送ることができるように、防犯・事故防止対策を整備しています。

第19 LINE 公式アカウント「ハンニシゆとり保育園」

保育園と保護者を結ぶネットワークとして、緊急のお知らせ等に活用できる携帯電話・パソコンの連絡ツールとなっております。緊急時にお迎えにくる可能性のある方は、ハンニシゆとり保育園の公式アカウントのご登録をお願い致します。登録は任意ですので、利用されない方はお電話にて対応させていただきますのでお知らせください。他の友だち登録した方に、やり取りが知られることはありません。

QRコードを読み取って頂くと入力画面が出ますので、お子様のお名前と間柄の入力をお願いします。

以下のことに活用しています。

- ・警報が発令された時や危険な状況が予想される時
 - ・体調不良者が多く出ている時や園内で感染症がでた時
 - ・緊急事態が生じた時
 - ・緊急性がなくライン連絡で済む内容の時
 - ・園が開いていない時間帯の時
 - ・遅刻・欠席・早退連絡
 - ・電話が繋がらない時
- ※すぐに確認・返信できない可能性があることをご了承下さい

第20 ブログ・園フォト

本園では子どもたちの園での様子をブログで配信しています。

その際、顔と名前が一致することが無いように注意していますが、業者委託して写真販売しています

「園フォト」では、パスワード入力が必要になっており、関係者しか閲覧できない為、名前一致がありましてもご了承下さい。

- ・園フォトは2ヶ月に1回毎に販売させて頂いています。
- ・ハンニシゆとり保育園ブログで検索していただき、ダイアリーのいずれかをクリックし、下へスクロールすると拍手マークが出てきます。その周辺に青色で〈ライブドアアプリで更新通知を受け取る〉をクリック→フォローされますと更新されたときに通知されます。

第21 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	災害共済
損害保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	医療費、障害・死亡見舞金

※その他、市に対し法律上の賠償責任が生じる損害に対しては、全国市長会学校災害賠償保険に加入しています

第19 虐待の防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育は児童福祉施設として重要な役割を担っています。

子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。その他にも、次の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、保育所として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）。市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・当園は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

第20 情報公開制度

お子様のような保育に関する事など、気になることがあれば職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

また、市が保有している公文書の公開請求されるときは、所定の請求書を総務課（情報公開・公文書担当）に提出してください。請求を受けた日から15日以内（理由のある場合は60日を限度としてその期間を延長）に公開・非公開を決定し通知します。詳細は本市HPをご確認ください。

西宮市HP



第 2 1 ご意見・ご要望・苦情解決制度について

当事業所における苦情やご意見ご要望窓口を設置しております。

受付担当者	氏名 赤松 里紗 電話番号 0798-33-2006
解決責任者	氏名 福田 緑 電話番号 0798-33-2006
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

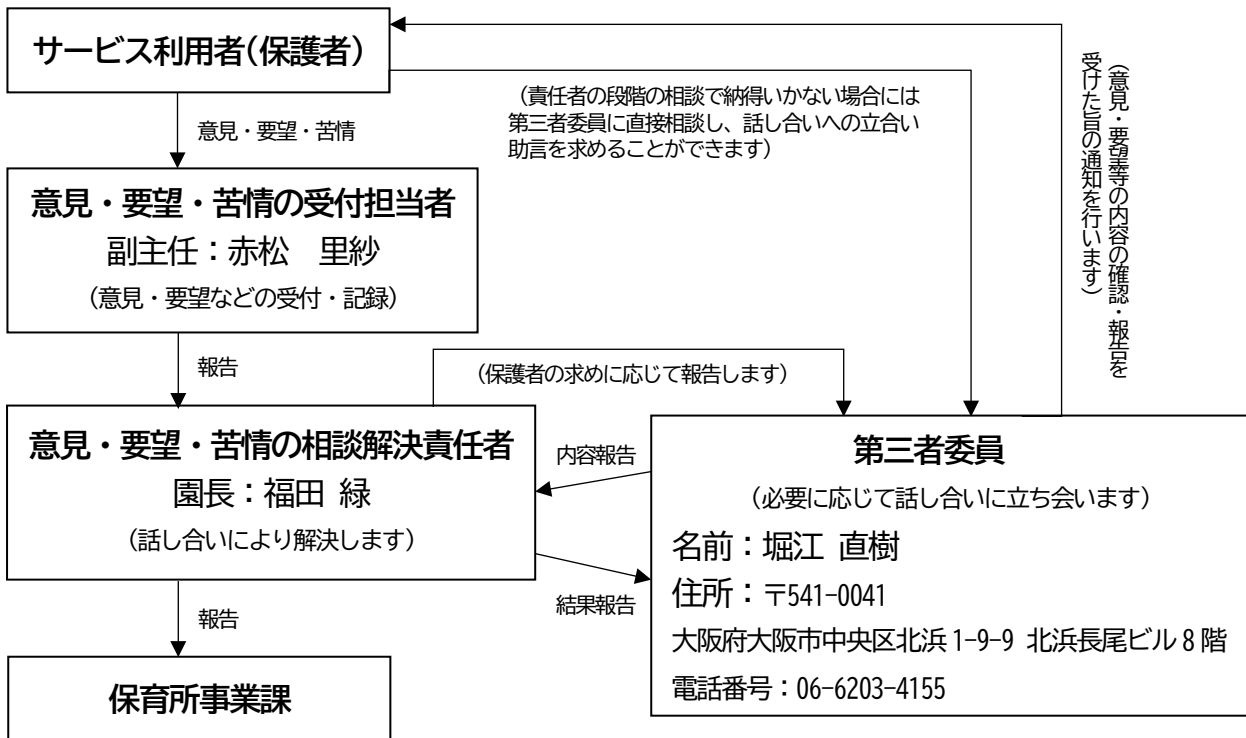
制度として担当者と責任者を設けておりますが、どの職員でもご意見を受け賜っておりますので、保育園のことで気づいたことなどは遠慮なくお知らせ下さい。

子どもを中心に、園と保護者の皆さんで「共に育てる姿勢」を大切にしていきたいと考えています。私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。お気づきのこと、改善してほしいことなどございましたら、いつでもご相談ください。

また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。以下の表に第三者委員の名前、住所、電話番号を載せています。取り扱いには十分気を付けていただきますようお願いいたします。

ご意見・ご要望・苦情解決のための仕組みについて

ハンニシゆとり保育園



※結果については口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された
運営適正委員会に申し立てることもできます。

(運営適正化委員会の電話番号：078-242-6868)

第22 おねがい

- ・ 9時30分ごろに、公園に行く準備をして出ます。朝は9時30分までに登園しましょう。
欠席の時は、前日もしくは当日の9時30分までに連絡をお願いします。
- ・ 病気やけがなどでお休みする場合は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡して下さい。
- ・ 菓子類、おもちゃ類などは保育園には持ってこないようにしましょう。
子どものロッカー内は子どもたちが準備で触ることや、小さい子が出してしまう事があります。
- ・ 送り迎えは原則として保護者がしましょう。かわりの方が迎えにくる時は、必ず連絡して下さい。
- ・ 髪ゴムは、硬い飾りのついた物や輪ゴムのようなゴム以外でお願いします（ケガ・誤飲防止の為）
- ・ 子どもの爪は伸びるのが早いので、こまめに切って下さい。顔や体を掻いた時に傷口から菌が入りとびひになることがあります。また子ども同士のトラブルの際には、思いがけず周りのお友だちを傷つけることもあります。

※この重要事項説明書の内容は、令和6年4月現在の情報です。